

監査措置公告第2号

平成30年3月26日付け29監第75号で提出した平成29年度定期監査（後期）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成29年度定期監査（後期）の結果に関する措置について

平成31年2月1日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 渡 邊 堅 次

平成29年度定期監査(後期)指摘・改善事項における改善等措置状況

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
総務課	<p>今夏の全国高等学校野球選手権大会香川県代表として香川県立三本松高等学校が、甲子園出場した際、県立高校教育振興助成金で補正予算が計上され前回と同額の700万円が同校甲子園出場後援会に交付されている。</p> <p>地方自治体の助成金は補助金と同じく法的には「負担付贈与契約」と考えられ、契約である以上、補助金交付規則の手続きや交付要綱などに定める条件などを明示しておく必要があると思われる。また、補助金等の交付に関し基本的な事項を定めた、「東かがわ市補助金等交付規則」の第2条第1号には、「補助金等とは本市が交付する補助金、交付金、利子補給金及び助成金をいう」と定められている。よって、本件の助成金についても「東かがわ市補助金等交付規則」に則り交付する必要があると考えられる。</p> <p>助成金を交付した先の団体からは大会終了後の収支報告書の提出はなされているが、「東かがわ市補助金等交付規則」に定められている補助金等の交付申請書、収支予算書、事業計画書などの必要書類が提出されていない。従って、本件は、「東かがわ市補助金等交付規則」に抵触するものと考えられ、今後は、交付要綱を適用するか、あるいは予算計上を寄付金にするかなど、何らかの方法で是正する必要があると認められる。</p>	<p>今後助成する必要が発生した場合は、助成先等(後援会)とも調整しながら、他の自治体の動向、状況も調査・把握した上で、交付要綱を適用するか、あるいは予算計上を寄付金にするかなど、金額も含め助成方法等を決定することとする。現段階での決定は難しい。</p>
地域創生課	<p>地域おこし協力隊事業の「南新町マルシェ」の積極的な活動は評価できるが、事業概要や実績を聴取したところ、売上内容やマージンや開催期間等の活動実態を担当者が把握できていないことが窺えた。</p> <p>効率性や経済性の観点から活動実態を詳細に把握することで、事業効果を多角的に見極めて判断することも事業評価には欠かせない要因であることを十分認識されたい。</p>	<p>南新町マルシェを担当していた地域おこし協力隊員がH30.3をもって退職したため、当該事業も終了した。</p> <p>現在、地域おこし協力隊員については、H30.4に1名、H30.5に1名新たに採用しており、事業に取り組んでいる。ご指摘のあった、活動実態を詳細に把握するためにも、協力隊員と担当者間でコミュニケーションを密にとり、事業を進めていく。</p>
農林水産課	<p>工事施行に関する調において、平成29年度東山地区水路改修工事関係書類を確認したところ工事の進捗率が悪い状況を担当者から聴取した。</p> <p>遅滞の要因には、地元との調整や現場の地中の状況の悪さ等があり一定の理解はできるが、工事の有効性、効率性の観点から工事の年度内完了に向けた施工管理に努められたい。</p>	<p>道路管理者である香川県長尾土木事務所や地元との調整に不測の期間を要したものの、適正な施工管理に努めた結果、年度内(H30. 3. 30)に工事竣工した。</p>
上下水道課	<p>委託料に関する調において、東かがわ市水道施設宿日直業務委託の設計書の中で、業務の人員費の積算根拠が不明瞭であった。</p> <p>経済性の観点から設計単価の根拠を明確にする必要があると認められる。</p>	<p>水道施設管理業務第三者委託積算要領案により、国交省の建築保全業務労務単価を使用。</p>

担当課	指摘及び改善を求める事項(各課等個別事項)	改善等措置の状況
福祉課	<p>委託料に関する調において、被保護者就労支援業務を委託する際の見積り合わせの結果において、落札業者以外の業者が辞退している結果が窺える。担当者は、辞退業者からこの業務に派遣する人材が無いことを見積り合わせの後に聴取していた。</p> <p>有効性、効率性の観点からこの業務に派遣できる人材の有無等を事前に業者に確認した上で、指名業者を選定し、競争原理の働く適正な入札執行に努められたい。</p>	<p>本業務は、派遣人材に対して特定の資格を求めているが、相当の就業支援や人事等の経験が必要と予見されるためか、辞退者が出やすい見積り合わせとなっている。平成30年度業務の発注については、派遣可能人材の事前確認には至らなかったが、前年度の結果をもとに見積り依頼業者を見直した結果、2からの入札参加があった。</p>
環境衛生課	<p>物品・備品購入に関する調において、環境美化活動啓発看板の購入にあたり「不法投棄に関する看板」では、廃棄物処理法に則った懲役や罰金の文面が掲載され、看板の下方には、設置した市や自治会名も記載されている。</p> <p>しかしながら設置した市や自治会に違反者に対する懲役や罰金の執行権はないことから有効性の観点からも執行権を有する所轄の名を看板に追記する必要があると認められる。</p>	<p>指摘のとおり、既存の看板について「自治会」ネームは削除して「東かがわ警察署」ネームに修正を行った。新規購入分も同様に行った。</p>
子育て支援課	<p>負担金補助及び交付金に関する調において、私立保育所運営補助金の申請書の提出日は、年度当初ではなく11月頃に申請が行われていることを書類で確認した。</p> <p>しかしながら補助対象経費は、年度当初の業務も対象とされている。基本的には、補助金交付決定後の支出費目を補助対象とするのが適切であるので、有効性・合規性の観点からも申請書を年度当初の早い段階で提出するよう改善する必要があると認められる。</p> <p>併せて、収入費目に「運営費」との記載があるが、市の補助金を2重計上しているような誤解も生じ兼ねないことから「自己負担」または「自己資金」といった記載に変更する等是正する必要があると認められる。</p>	<p>申請時期については、年度当初で提出するように改善した。また、収入費目についても、適切な表記に改善するように対象施設に指導し、改善を図った。</p>
市民課	<p>福栄出張所と五名出張所の建物と駐車場の敷地の使用貸借契約書については、各出張所の開設時より使用貸借契約が締結されている。</p> <p>契約額は、消費税の税率変動時に契約額が変動していることを聴取した。</p> <p>しかしながら当初の契約時の不動産の鑑定根拠が、不明瞭であることから経済性の観点から次期の固定資産の評価替えや消費税率の変動時には、使用貸借料の算定の根拠を明確にした契約の検討をする必要があると認められる。</p>	<p>使用貸借契約額の算定について、郵便局舎(建物)は「日本郵便株式会社の賃貸借料算出基準」に基づき算定し、土地(駐車場)については「公共用地の取得に伴う損失補填基準」に基づき行っている。</p> <p>更新については、郵便局舎の場合は固定の評価替年度に再計算した金額で契約しているが、土地については契約の更新はしていない。ただし、双方の意思確認のために使用貸借料を明記した確約書の提出を依頼している。今後、土地(駐車場)についても評価替時に再計算した金額を算出し、契約額について検討する方向である。</p>